

べっぴん日出農業協同組合
次世代育成支援対策推進法における行動計画

すべての職員がその能力を発揮し、仕事と家庭を両立させることができる働きやすい職場環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年 4月 1日～平成32年 3月31日までの 5年間

2. 内容

目標1：育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、産前産後休業中や育児休業中における社会保険料の免除など、各種制度の周知を図る。

<対策>

- 職場内イントラネットを活用し、制度に関するパンフレットを掲示することにより職員へ周知する。

目標2：年次有給休暇取得率の向上を図る。

<対策>

- 年間5日以上の子次有給休暇を取得できるように、計画的な取得を働きかける。
- まとまった休暇をとれるように、管理職は年間の取得計画をたてる。